

まえがき

「共生の社会」の実現を目指して

「世界人権宣言」が、第3回国連総会で採択されてから、半世紀が経過しました。そして、21世紀は「人権の世紀」とも言われます。

世界的な人権尊重の声の高まりのなか、長野県も、平成11年3月には、「人権教育のための国連10年 長野県行動計画」を策定するなどして、人権を尊重し差別のない明るい長野県を目指し、人権教育の推進を図ってきているところあります。

この人権教育の推進によって、県民一人ひとりが持つ多様性を理解し、異なる文化や考え方を尊重しあい、お互いに快適に生きる「共生の社会」を実現していくことが求められています。

ところで、平成10年に開催された長野冬季オリンピック・パラリンピックは、世界中の人々に大きな感動と興奮を与えました。そして、このオリンピック・パラリンピックを通して人と人のさまざまなふれあいが生まれ、この国際交流に一役かった子どもたちの活躍には、すばらしいものがありました。

このようなふれあいを通して得られた「共に生きる心」や、これまでの同和教育により高まってきた人権尊重の意識をさらに高め、「心の教育」の一層の充実を図っていく必要があります。そして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対して正しい認識を持ち、差別をなくす意欲と実践力を持った子どもの更なる育成が、今、学校教育に課されています。

さて、県内の高等学校では、幼・保、小中特殊教育諸学校や社会教育と連携し、地域や生徒の実態に即して、同和教育に取り組んできました。そして、今後は、これまでの取り組みの手法や、そのなかで得られた成果や問題点などを指針として継承し、学校教育の新しい教育課題などを踏まえながら、人権尊重の教育を推進していく必要があります。

本書は、現行の同和教育手引き書「同和教育を進めるために」の高校用補完指導資料として、作成されたものです。本書“Human Rights in Nagano”が、高校における創意ある実践の一助となり、更には「人権を尊重し、差別のない明るい長野県づくり」が一層推進されますよう、念じています。